

火薬類取締法 技術基準の見直し等について

令和4年3月
経済産業省産業保安グループ[○]
鉾山・火薬類監理官付

①技術基準の性能規定化の取組み状況
(報告事項)

1-1. 令和2・3年度の技術基準改正

1. 製造施設の構造等及び製造方法の技術基準の性能規定化（令和3年3月1日公布・4月1日施行）

[主な改正条文：火薬類取締法施行規則第4条、第5条]

製造の技術基準について、性能規定化のための改正を行うとともに、併せて、性能規定化された製造の技術基準に対する例示基準、及び性能規定の運用方法を定めた内規を制定した。

2. 火薬類の換算、打揚煙火等の無許可消費数量及びがん具煙火貯蔵庫に係る貯蔵火薬類の区分の見直し等（令和3年4月5日公布・施行）

[主な改正条文：火薬類取締法施行規則第1条の6、第19条、第20条、第49条]

（1）火薬類の換算等の見直し

特定の硝安油剤爆薬、含水爆薬及びコンポジット推進薬（火薬の一種）について、実験を行い、その爆風圧等を考慮した結果、貯蔵時の保安距離等の算出に用いる換算値等を見直すことが妥当との結論が得られたため、所要の改正を行い、リスク（ハザード）によりきめ細かく対応した規制とした。

（2）がん具煙火貯蔵庫に係る貯蔵火薬類の区分の見直し

外箱等を取り付ける工程のみを経て一般消費者に供給されるがん具煙火となる半製品に関しては、事業者が取り扱う場合において、がん具煙火と同等の安全性が認められるため、がん具煙火貯蔵庫に貯蔵することを認めることとした。

（3）打揚煙火等の無許可消費数量の見直し

信号又は鑑賞の用に供するための煙火及び演出の用に供するための煙火については、従来、大きさや量に応じた上限を設けて、各々の上限を超えない範囲であれば消費の許可を要しないこととしていたが、これら無許可消費が認められている総数の範囲内であれば、火薬量の多い煙火の代わりに火薬量の少ない煙火を無許可で消費したとしても保安上支障がないと認められるため、所要の改正を行った。

3. 消費等の技術基準の性能規定化（令和3年10月15日公布・令和4年1月15日施行）

[主な改正条文：火薬類取締法施行規則第52条、第52条の2、第53条]

消費の技術基準について、性能規定化のための改正を行うとともに、併せて、性能規定化された消費の技術基準に対する例示基準を定めた内規を改正した。

1-2. 火薬類保安のスマート化について

火薬類取締法

- 火薬類取締法は昭和25年の制定以来、規制の基本的枠組み・考え方を維持。
- 具体的には、潜在的に危険性を有するダイナマイト等の産業爆薬を主たる規制対象として想定し、事故が頻発していた当時の社会情勢を背景として、製造、貯蔵、消費といった各段階ごとに、許可制を基本とした規制を課すとともに、保安確保に必要な事項をハード・ソフトの両面から詳細に定めた技術基準等を作成し、その遵守を厳しく求めてきている。

火薬類取締法を取り巻く環境の変化

- 規制に加え事業者による自主保安への取組、産業実態の変化、技術の進歩（ダイナマイトに代わるより安全性の高い爆薬の開発等）等を背景に、火薬類に係る事故は長期的に減少。
- 近年、少量の火薬・爆薬を用いた安全装置などの新しい製品（火工品）の開発・普及が進展。

問題意識

- 昭和25年の制定以来、産業実態や技術革新等に合わせた改正を逐次実施してきているものの、必ずしも十分とはいえない状況ではないか。
- 少量の火薬・爆薬を用いた火工品や新規製品の開発・普及に向けた対応も求められるのではないか。
- 技術基準全体を仕様規定中心の体系から性能規定中心の体系への転換（性能規定化）の検討も必要ではないか。

火薬類保安のスマート化

平成27年度より、**火薬類のスマート化**として、火薬類取締法施行規則の見直しを実施。

- 事業者の創意工夫を阻害せず、新技術・新市場の普及・拡大に対応する規制とするため、**安全の水準は維持・向上していくことを前提として技術基準等を見直し（性能規定化等）**。
- 火薬類の種類、薬量、使用条件等を踏まえた、**リスク（又はハザード）にきめ細かく応じた規制**への変更。
- 自主保安の高度化を推進する観点から、**事故情報活用の充実、事業者及び行政コストの削減に資するよう、制度や手続きを改善**。

1-3. 性能規定化後のスキーム

現 行

現在、火薬類を取り扱う事業者は、詳細に定められている技術基準の遵守を厳しく求められ、原則として、他の方法による措置を選択することができない（※1）。

性能規定化後

- 火薬類を取り扱う事業者は、性能規定化された技術基準（以下「**性能規定**」という。）を具体化した「火薬類取締法施行規則関係例示基準」（例示基準）を参照しながら、性能規定を満たす措置を選択・申請することが可能。
- 例示基準に規定されていない場合、事業者は保安水準の確保が達成できる根拠を示すことになる。

【施行規則】

【措置の選択（事業者）】

【審査時の取扱い】

性能規定
（規則に定める技術基準）

(a)

例示基準に
記載された措置

= 性能規定（規則に定める技術基準）を満たす技術的内容をできるだけ具体的に示したもの。

(b)

その他の措置

= 性能規定（規則に定める技術基準）に照らして十分な保安水準の確保が達成できるその他の措置。

（既に示されている例示基準の保安水準と比較することにより性能規定への適合性を判断することが可能。）

いずれの措置も
選択可能。

当該措置は規則に定めるところによる。

行政は、必要に応じ、性能規定に適合していることを証する資料（文献・データ、有識者による評価等）を添付することを申請者に求めることができる。

例示基準に記載されていない措置を選択した場合

事業者は、例えば次の方法により、選択した措置が性能規定に適合していることを説明する。

- ① 技術的事項について具体的な説明
- ② 技術的事項が性能規定に適合していることを証する資料（論文、規格、解析結果、試験データ等）を提出
- ③ 技術的事項の性能規定への適合性判断に専門的知見を要する場合には、有識者による評価書を提出

有識者による評価

- 5名程度の有識者による委員会を構成し、性能規定への適合性を評価する。
- 委員会は、利害関係のない有識者で構成されることが望ましい。
- 当該委員会は、火薬類の種類やその取扱い等に応じて、右記のような専門家構成によるのが適当ではないか。

＜想定される有識者の構成＞

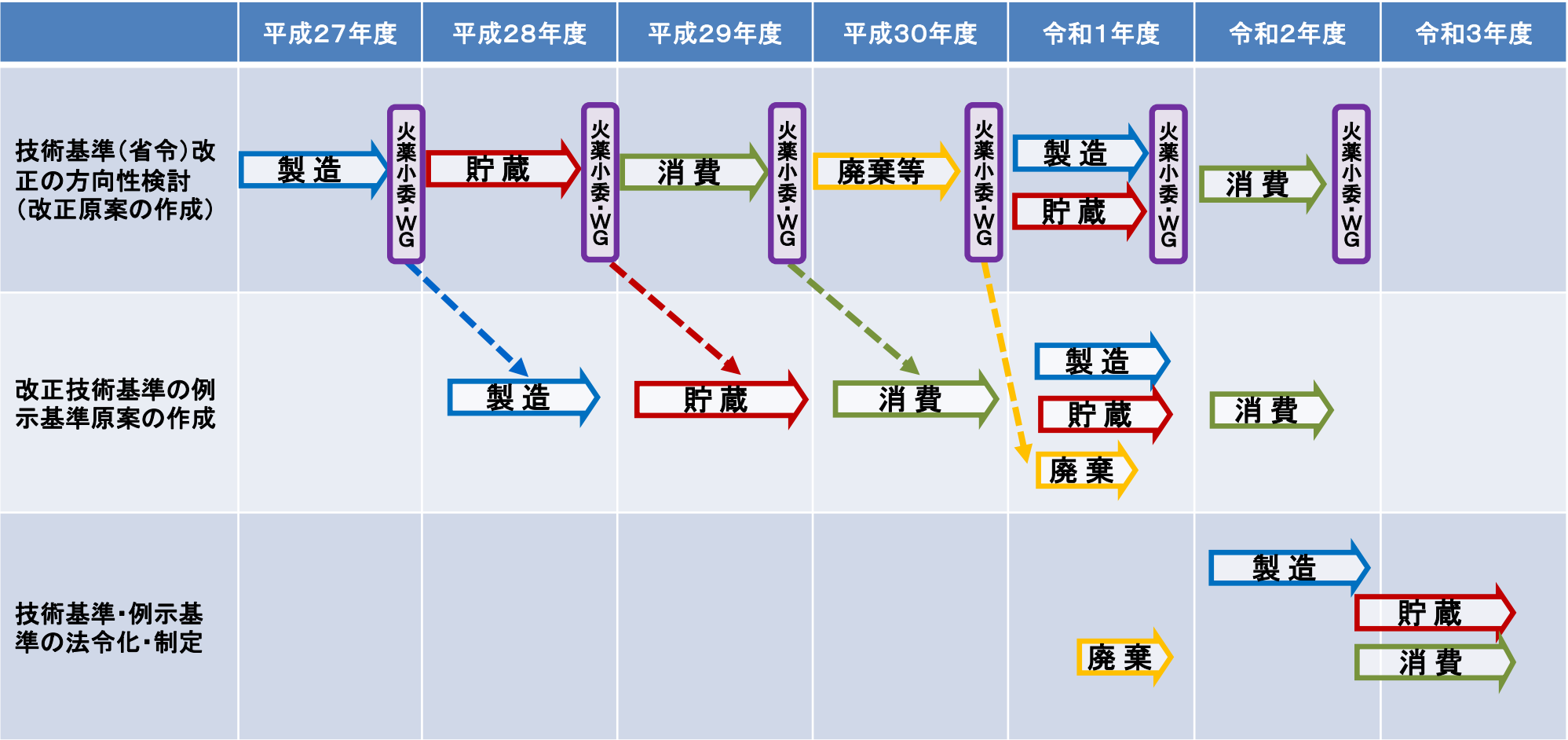
- 火薬類取締に関する法令に深い見識と知識を有する方
- 火薬学を修得し、火薬類（火薬、爆薬、火工品、煙火）の製造方法に精通した方
- 火薬学を修得し、火薬類製造所等の保安管理技術に精通した方
- 火薬学を修得し、火薬類の性能評価・試験方法に精通した方
- 火薬類の取り扱い（貯蔵、運搬、消費、廃棄等）の実務に精通した方
- その他、機械工学・安全工学、電気工学・電子工学、有機化学・化学工学の学識経験者

（※1）一部の技術基準については、「経済産業大臣が土地等の状況その他の関係により危険のおそれがないと認めた場合」（特則）として、審議会の審議を経て、規則に定める措置以外の措置が認められている。

1-4. 技術基準の性能規定化のスケジュール

○火薬類取締法の技術基準の性能規定化（概要とスケジュール）

- 平成27年度～令和2年度にかけ、技術基準の見直しの方角性について審議を行った。また、令和元年度は「**廃棄**」、令和2年度は「**製造**」の省令改正・例示基準の制定を行った。
- 令和3年度は「**消費**」の省令改正・例示基準の制定を行った。現在は「**貯蔵**」の省令改正と例示基準について作業を進めており、早々に改正予定。



1－5.「製造」の技術基準改正（令和2年度実施） ～主な改正内容～

1. 危険工室の内面について（規則第4条第1項第12号）

- 危険工室の内面について、鉛板、ゴム板、ビニル床シート等の使用できる材料を規定していたが、「飛散した火薬類の浸透又は侵入を防止する」、「飛散した火薬類を容易に除去できる」等の措置を求めることとした。

2. 危険工室内の暖房装置について（規則第4条第1項第16号）

- 危険工室内の暖房装置には、蒸気、熱気又は温水以外は使用しないことと規定していたが、「火薬類の爆発又は発火を防止する」措置を求めることとし、例示基準としてエアコンディショナも規定した。

3. パラフィン槽の安全装置について（規則第4条第1項第17号）

- 摂氏百二十度を超えないように温度測定装置を備えた安全装置を付けることを規定していたが、パラフィンの過熱による火薬類の爆発又は発火を防止するための措置を求めることとした。

4. 危険区域内で火薬類を運搬する運搬車について（規則第4条第1項第27号（引用：第21条第1項第4号）、昭和49年告示第58号第12条）

- 危険区域内で火薬類を運搬する運搬車として、手押し車、蓄電池車又はディーゼル車を規定していたが、運搬する火薬類その他周囲の火薬類の爆発又は発火を起こすおそれがないものであることとし、例示基準としてガソリン車も規定した。

5. 原動機をもつ車両の危険工室内への立入りについて（規則第5条第1項第16号の2）

- 火薬類の粉末が飛散し、又は可燃性ガスが発散するおそれのある工室及びその付近には、原動機をもつ車両が立ち入らないよう規定していたが、飛散する火薬類又は発散する可燃性ガスの爆発又は発火を防止するための措置が講じられている場合は、立入りを可能とした。

1-6. 「消費」の技術基準改正（令和3年度実施） ～主な改正内容～

1. 消費場所において電気雷管を運搬する際に、電波を発する器具の携行禁止（規則第51条第4号の2）

- 電気雷管を運搬する場合には、携行器具による電気雷管の爆発を防止するため、乾電池その他電路の露出している電気器具の携行禁止等に加え、携帯電話などの電波を発する器具を携行禁止とした。ただし、やむを得ず携行する場合は、電気雷管が爆発するおそれがないよう、電気雷管に対して間隔をとる等の適切な措置を構ずることとした。
- あわせて、危険工室等（電流により作動する機構を持つ火工品を取り扱う場合に危険工室等に限る）への入出時も同様。

2. 意図に反して爆発しない措置済み半導体集積回路付電気雷管の規制緩和（規則第51条第4号の2、第54条第9号）

- 半導体集積回路付き電気雷管のうち、静電気、漏洩電流や電波等に対する安全機構を複数取り入れ、誤爆を回避する仕組みが備えられたもの（「電子雷管」という。）について、運搬時及び導通試験時における規定規制を一部緩和（導通試験時に、装填箇所から30m以上離れなくても良い）。

3. 火薬類取扱所を設置しなくて良いケースの追加（規則第52条第1項）

- 消費場所には原則として火薬類取扱所を設けなければならないところ、①土地の事情等により消費場所に設置できない場合であって、消費回数が1回/日で、火薬類取扱所の構造基準に適合する建物を設けた場合、または②直ちに火薬庫に火薬類を返納できる場合であって1回の消費ごとに火薬庫から火薬類を持ち込む場合（1日の消費回数1回からの拡大）には、火薬類取扱所を設けなくても良いこととした。

4. 火薬類取扱所に暖房の設備を設ける場合について（規則第52条第3項第5号）

- 火薬類取扱所に暖房の設備を設ける場合には、温水、蒸気又は熱水以外のものを使用しないことと規定していたが、製造と同様に、性能規定化を行い、例示基準に具体的な暖房設備等について規定した。

1－6.「消費」の技術基準改正（令和3年度実施）～主な改正内容～

5. 火薬類取扱所の周囲等への警戒札の整理（規則第52条第3項第7号等）

- 火薬類取扱所の周囲には、境界さくを設け、「火薬」「立入禁止」「火気厳禁」等と書いた警戒札を建てることとなっていたが、警戒設備に関する措置を分かり易くする整理し、条文から「火薬」を削除し、「立入禁止」「火気厳禁」等に改めた。火工所等についても同様。

6. 火工所における見張人配置の代替策（規則第52条の2第3項第3号）

- 火工所は、これまで見張人の配置が必須であったが、火工所として建物を設け、その構造を盗難・火災を防ぎ得るものとした場合には、見張人の配置を免除することとした。

7. 発破時の込物使用の省略（規則第53条第1項第9号）

- 発破の際は、飛石等の危害予防の観点から、発破孔に砂その他の発火性又は引火性のない込物を使用する必要があるが、坑内において、装填するための設備を使用して硝安油剤爆薬又は含水爆薬を発破孔の間に空隙が生じないように密に装填し、発破孔の奥から起爆する場合であれば、込物を使用しなくても良いこととした。

8. 点火回路の一部又は全部を無線とした場合の規定追加（規則第54条第10号、第56条の4第5項第12号）

- 無線を用いた点火回路では、他の電波等による誤爆が懸念されるため、誤った信号を受信することにより電気雷管が意図に反して爆発しないよう措置を講ずることとした。

1-7. 貯蔵する火薬類の換算等の見直し

(規則第1条の6、第1条の7、第20条、告示新設)

- 見直し前の規則では、貯蔵する火薬、爆薬の薬種にかかわらず、一律、火薬2トン爆薬1トンに換算して貯蔵時の保安距離等を算出していたが、近年、より安定性が高く、威力が弱い火薬類が多く活用されているため、これらについて実験を行って爆風圧等を考慮した結果、貯蔵時の保安距離等の算出に用いる換算値等を見直すことが妥当との結論が得られた。
- 具体的には、特定硝安油剤爆薬等（注1）1.2トン爆薬1トンに、特定コンポジット推進薬（注2）10トン爆薬1トンとして算出することとした。

（注1）特定硝安油剤爆薬等：日本産業規格K4801（2006）に規定する硝安油剤爆薬又は日本産業規格K4827（2004）に規定する含水爆薬

（注2）特定コンポジット推進薬：規則第1条の2第1号に規定する火薬のうち、過塩素酸アンモニウム、アルミニウム及びポリブタジエンを主とするコンポジット推進薬であって、原料として爆薬を使用しないもの。特定コンポジット推進薬を使用した火工品の中に爆薬が含まれる場合又は特定コンポジット推進薬若しくはこれを使用した火工品が爆薬若しくは爆薬を使用した火工品と同時に貯蔵される場合は従来通りとし、特定コンポジット推進薬2トン爆薬1トンに換算する。

- 火薬庫の最大貯蔵量については下表のとおり改正。
- この改正に伴い貯蔵する火薬類の種類や最大貯蔵量を変更する場合は、届出書の提出が必要。保安距離を変更する場合も同様。規則第81条の14の表第7欄参照。

火薬庫の最大貯蔵量（改正後）

	(1)	(2)	(3)	(4)
火薬庫の種類 \ 火薬類の種類	火薬（特定コンポジット推進薬を除く。）	特定コンポジット推進薬（※）	爆薬（特定硝安油剤爆薬等を除く。）	特定硝安油剤爆薬等
一級火薬庫	80トン	400トン	40トン	48トン
二級火薬庫	20トン	100トン	10トン	12トン
三級火薬庫	50キログラム	50キログラム	25キログラム	25キログラム

※爆薬が含まれる場合、爆薬又は爆薬を使用した火工品と同時に貯蔵する場合は（1）に掲げる火薬として扱う。

1-8. がん具煙火貯蔵庫に係る貯蔵火薬類の区分の見直し

(規則第19条、告示新設)

- がん具煙火については、一般消費者が使用することを前提に、規則第1条の5において、火薬・爆薬それぞれの量及び形状等を厳密に定めており、こうしたがん具煙火についてのみ、がん具煙火貯蔵庫への貯蔵が認められている。
- がん具煙火の半製品については、見直し前は、がん具煙火貯蔵庫への貯蔵が認められていなかったが、写真に示すような、外箱等を取り付ける工程のみを経て一般消費者に供給されるがん具煙火となる半製品に関しては、事業者が取り扱う場合において、がん具煙火と同等の安全性が認められるため、がん具煙火貯蔵庫に貯蔵できることとした。

- ①噴出煙火(規則第1条の5第1号イ(1))
火薬を填薬した紙筒を外箱に接着剤等で固定する。



←半製品



完成品→

- ②打揚煙火(規則第1条の5第1号ホ(1))
火薬を填薬した筒を外箱や台座に接着剤等で固定する。



←半製品

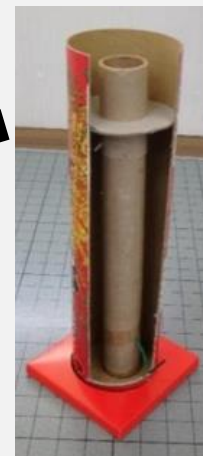


完成品→

- ③打揚煙火(規則第1条の5第1号ホ(2))
火薬を填薬した筒を外箱や台座に接着剤等で固定する。



←半製品



完成品→

1-9. 打揚煙火等の無許可消費数量の見直し

(規則第49条第4号、同条第4号の2)

- 従来、信号又は鑑賞の用に供するための煙火及び演出の用に供するための煙火については、大きさや量に応じた上限を設けて、各々の上限を超えない範囲であれば消費の許可を要しないこととしていた。このように個々の大きさや量に応じた上限が設けられていることにより、総数としての火薬量が無許可消費できる火薬量と比べて少なくなる場合であっても、個々に定められた上限を超えた場合は消費の許可が必要となっていた。
- 無許可消費が認められている総数の範囲内であれば、火薬量の多い煙火の代わりに火薬量の少ない煙火を無許可で消費したとしても保安上支障がないと認められるため、所要の改正を行った。

改正前の無許可消費数量

✓ 打揚煙火（観賞用）

直径10cm超え、14cm以下	10個以下
直径 6cm超え、10cm以下	15個以下
直径 6cm以下	50個以下

✓ 仕掛煙火（観賞用）

200個以下の炎管を使用した仕掛煙火	1台
--------------------	----

✓ 煙火（演出用）

原料火薬・爆薬量30g超、50g以下	5個以下
原料火薬・爆薬量15g超、30g以下	30個以下
原料火薬・爆薬量15g以下	50個以下

改正後の無許可消費数量

✓ 打揚煙火（観賞用）

直径10cm超え、14cm以下	10個以下
直径 6cm超え、10cm以下	
直径 6cm以下	

合計25個以下
合計75個以下

✓ 仕掛煙火（観賞用）

仕掛煙火に使用する炎管の数	200個以下
---------------	--------

全ての条件を満たすことが必要！

✓ 煙火（演出用）

原料火薬・爆薬量30g超、50g以下	5個以下
原料火薬・爆薬量15g超、30g以下	
原料火薬・爆薬量15g以下	

合計35個以下
合計85個以下

②軽微な変更の追加 (審議事項)

2－1．製造施設及び火薬庫の軽微な変更工事の範囲の拡大について

(1) 変更工事手続きの概要と課題

現行制度では、製造施設又は火薬庫の変更工事を行う場合は、許可を受けて工事に着手し、工事後の完成検査受検後に、製造施設又は火薬庫の使用を可能とすることを原則としつつも、一部の工事については、「軽微な変更の工事」として事前の許可を受けずに工事完了後に知事等への届出とし、かつ完成検査を不要としている。こうした中、「軽微な変更の工事」として認められているものは特定されているため、これまでの考え方を整理し、該当するものは順次、手続きの簡素化を行っていくこととする。

【既に認めている「軽微な変更の工事」について】

①製造施設

- ・工室等*）内の設備のうち、暖房装置、照明設備、静電気除去設備等の取替えの工事
- ・土堤の堤面又は簡易土堤の頂部の取替えの工事
- ・工室等外の設備のうち、原動機、手押し車等の変更の工事
- ・製造施設又は設備の撤去の工事

*）「工室等」とは、工室、火薬類一次置場、日乾場、爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場又は廃薬焼却場をいう。

②火薬庫

- ・火薬庫内の暖房設備又は照明設備の取替えの工事
- ・火薬庫の屋根の外面、土堤の堤面等の取替えの工事
- ・火薬庫外の設備のうち、警戒設備、照明設備又は警鳴装置の変更の工事

注1) 「変更の工事」とは、取換えの工事及び改造の工事を言う。

注2) 維持補修に当たる工事は、そもそも変更許可申請の対象外。

2 - 1. 製造施設及び火薬庫の軽微な変更工事の範囲の拡大について

(2) 基本的な考え方

①軽微な変更の工事に当たる工事とは

工事完成後に遅滞なく届出され、その届出により法令の要件を満たしているのかを確認することで十分であると考えられるもの。具体的には、次の二つの要件を満たす変更の工事。

- ア) 技術基準の要求事項が明確又は設備の構造が単純であるため、事前確認を受けなくてもその機能又は性能が基本的に維持可能な工事
- イ) 客観的にみて災害発生の原因とはなりにくい変更の工事であるため、工事後に書面を確認することで保安上支障のない工事

②既に、軽微な変更工事として認めているもの（届出のみ）

- 1) 工室等内又は火薬庫内の設備の取替えの工事。 例：暖房装置、照明設備
- 2) 火薬庫の屋根の外側、土堤関連の取替えの工事。
- 3) 工室等外又は火薬庫外の設備の変更の工事。 例：手押し車、警鳴装置
- 4) 製造施設又は設備の撤去の工事。

③従来、軽微な変更工事として認めていない事例（変更許可と完成検査が必要）

- 1) 火薬類と直接触れる設備の取替えの工事 例：反応釜
- 2) 災害が発生した場合に被害の拡大を防止するための設備の取替えの工事 例：消火設備
- 3) 設備の新設、移転
- 4) 工室等内又は火薬庫内の設備の変更の工事 ※② 1) を除く。

2－1．製造施設及び火薬庫の軽微な変更工事の範囲の拡大について

(3) 方向性 (案)

- ・ 既に軽微な変更工事として認めているもの以外の、「工室等内又は火薬庫内の設備の取替えの工事」、「工室等外又は火薬庫外の設備の変更の工事」等について、(2) ①ア) 及びイ) の条件を満足することが確認できるものは、軽微な変更工事として順次追加してはどうか。
- ・ また、これまで認めていない、「設備の新設、移転」や「工室等内又は火薬庫内の設備の変更の工事」等であっても、対象範囲を限定することで、(2) ①ア) 及びイ) の条件を満足することが確認できるものは、軽微な変更工事として追加してはどうか。

①製造施設

- 1) 【工室等内】照明設備の変更の工事（蛍光灯からLED電灯への変更工事に限る。）
- 2) 【工室等外】運搬車の変更の工事（電気設備、電気配線、排気管、消音器の変更工事を除く。）
- 3) 移動式製造設備のうち、車両設備の変更の工事（製造に係るものを除く。）（審議済）

②火薬庫

- 1) 【火薬庫内】警戒設備（警戒細線等）の取替えの工事
- 2) 【火薬庫内】内面の板の取替えの工事
- 3) 【火薬庫内】照明設備の変更の工事（LED電灯への変更工事）⇒①の1) と同様。

2-2. 製造設備における軽微な変更の工事の追加について

(規則第8条)

■照明設備

- ・ 危険工室又は火薬類一時置場の照明設備は、漏電、可燃性ガス、粉塵等に対し安全な防護装置を設けた電灯と電気配線とすることが義務付けられている（規則第4条第1項第18号）。また、照明設備はその取替の工事に限り、既に軽微な変更の工事として認められている。
- ・ 近年、省エネ対策として、従来の蛍光灯をLED電灯に変更するニーズが高まっているが、LED電灯への変更は取替え工事に該当しないため、その都度変更許可を受けなければならないことが普及のネックになっている。
- ・ このため、工室等内の設備の変更（取替えを除く）の工事ではあるものの、照明設備の電灯部分のみの変更工事であれば、軽微な変更の工事とすることとしたい。

第8条 法第10条第1項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次の各号に掲げるものとする。

- 危険工室又は火薬類一時置場内の電灯の変更の工事（蛍光灯からLED電灯への変更工事に限る。）

■運搬車

- ・ 危険区域内で火薬類を運搬する運搬車は、運搬する火薬類や周囲の火薬類に対し爆発又は発火を起こすおそれがないものでなければならない（規則第4条第1項第27号）。
- ・ 爆発又は発火を起こすおそれがない運搬車については、例示基準において、手押し車、蓄電池車、ディーゼル車及びガソリン車ごとに基準が定められている。
- ・ 既に、手押し車の変更工事は、軽微な変更の工事として認められているが、蓄電池車等についても、火薬類が発火する危険のある電気設備、電気配線、排気管、消音器の変更工事を除外した上で、軽微な変更の工事として認めることとしたい。

第8条 法第10条第1項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次の各号に掲げるものとする。

- 工室等外の運搬車の構成部品の変更の工事（電気設備、電気配線、排気管又は消音器に係るものを除く。）

2－3．火薬庫における軽微な変更の工事の追加について

(規則第14条)

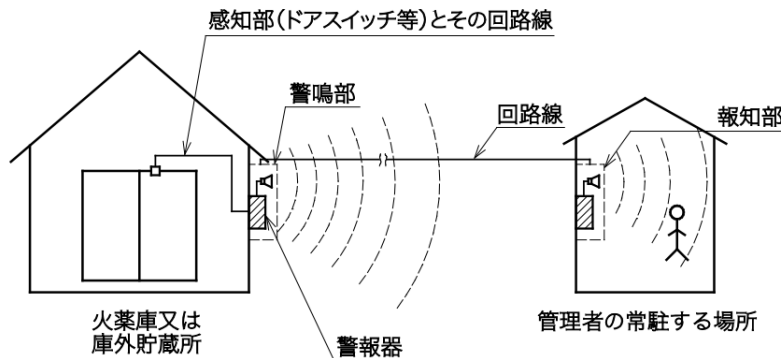
■警鳴装置

- 火薬庫には、盗難防止のため見張人を常時配置する場合を除き、警鳴装置設置が義務付けられている（規則第24条第16号等）。
- 警鳴装置は、主に異常を感知する装置（感知部）、警鳴を発する装置（警鳴部）及び警報を通知する装置（報知部）から構成されており、このうち、火薬庫外にある設備の変更工事については、軽微な変更が認められている。
- 火薬庫内の異常を感知する装置についても、取替え（仕様や能力が同じ）であれば、軽微な変更の工事に該当することとしたい。

第14条 法第12条第1項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次の各号に掲げるものとする。

○ 火薬庫内の警鳴装置の取替えの工事

警鳴装置（イメージ）



■軽微な変更の対象のイメージ

* 仕様や能力が同じ「取替え」の工事に限る。

- ①天井に設置される警戒細線
- ②天井・側壁に設置される赤外線感知式センサ
- ③天井・側壁に設置される振動センサ

出典：JIS K 4832:2018

使用箇所：図6－自動警報装置の概要 b) 警鳴装置

（参考 1） 軽微な変更の工事について

	工 事											維持補修	
	変更の工事										左記以外の 設備		全ての 設備
	災害の発生原因となりにくい設備												
	製造施設					火薬庫							
	工室等内の設備		土堤、簡易土堤	工室等外の設備		火薬庫内の設備		火薬庫屋根、土堤、簡易土堤		火薬庫外の設備			
新設、移転	★変更許可申請の対象		★変更許可申請の対象	★変更許可申請の対象		★変更許可申請の対象		★変更許可申請の対象		★変更許可申請の対象	★変更許可申請の対象	★変更許可申請の対象	
改造の工事 (機能又は性能に変更あり)	★変更許可申請の対象 ○照明設備(蛍光灯からLED電灯)		★変更許可申請の対象	★変更許可申請の対象	●原動機 ●温湿度調整装置 ●手押し車	★変更許可申請の対象 ○照明設備(蛍光灯からLED電灯)		★変更許可申請の対象		★変更許可申請の対象	●警戒設備 ●照明設備 ●警鳴装置		
取替えの工事 (機能又は性能に変更なし)	★変更許可申請の対象	●暖房装置 ●照明設備 ●静電気除去設備 ●窓又は出口の扉、錠その他の部材 ●排気装置	★変更許可申請の対象	●土堤の堤面 ●簡易土堤の頂部	★変更許可申請の対象 ○運搬車 ○移動式製造設備(車両)	●原動機 ●温湿度調整装置 ●手押し車	★変更許可申請の対象 ○内面板 ○警鳴装置	●暖房設備 ●照明設備	★変更許可申請の対象	●屋根の外面 ●通気孔・換気孔の金網及び鉄棒 ●土堤の堤面又は簡易土堤の頂部	★変更許可申請の対象		●警戒設備 ●照明設備 ●警鳴装置
撤去の工事	●施設又は設備		●施設又は設備	●施設又は設備		—		—	—	—	—		

（注） 工室等： 工室、火薬類一時置場、日乾場、爆発試験場、燃烧試験場、発射試験場廃棄焼却場

(参考2) 移動式製造設備における軽微な変更の工事 (令和2年10月火薬小委員会資料より)

(規則第8条)

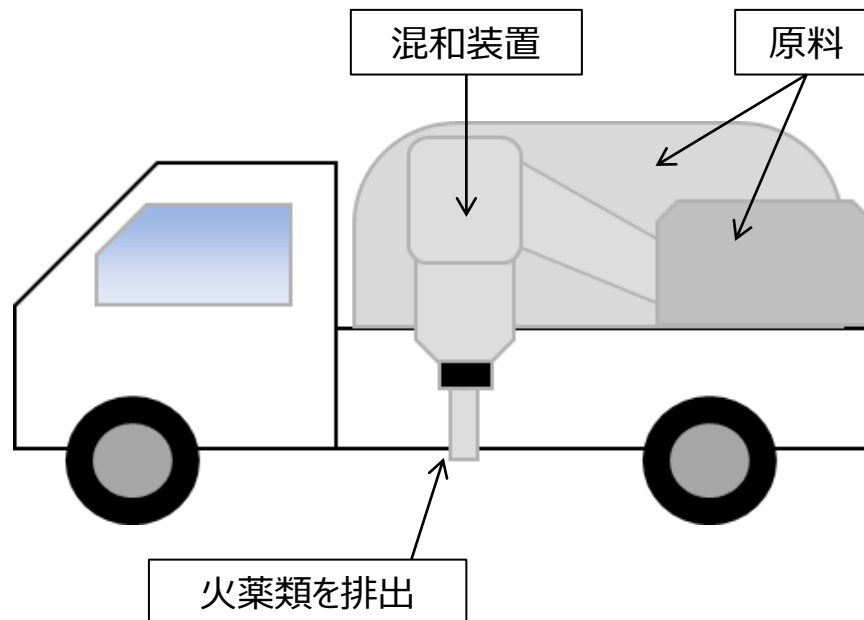
- 移動式製造設備とは、火薬類を製造するための設備であって、地盤面に対して移動することができるものである。
- 移動式製造設備は、火薬類の製造を行う部分と車両部分に分けられるが、車両部分のみの整備・修理であって、火薬類の製造に直接影響しないものについては、都度の許可を要さず、軽微な変更として届出の対象としてはどうか。

<見直し後の規則のイメージ>

第8条 法第10条第1項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次の各号に掲げるものとする。

- 移動式製造設備のうち、製造に係るもの以外の車両設備の変更の工事

移動式製造設備 (イメージ)



■軽微な変更の対象のイメージ

以下のような変更が想定される。(追加や改善などであって、維持補修に係るものを除く。)

- ①昇降用ステップ
- ②手すり
- ③パトライト
- ④バックモニター
- ⑤バックセンサー
- ⑥車載式の無線機の送信出力等

※電気設備など遵守すべき基準がある場合は、変更の際して基準を満たしていることが前提。

③申請様式の変更 (審議事項)

3-1. 申請様式の見直し

(様式1~32,34,35,47,47の2,50)

1. 申請様式について

- 火薬類取締法において許可等を受ける際には、火薬類取締法施行規則に定める様式により、産業保安監督部長・都道府県知事・指定都市の長に申請を行うこととなっている。（製造許可等）
- 例えば、火薬類製造営業許可申請書の様式には、事業所所在地、製造所所在地、代表者住所を記載する欄がそれぞれ設けられており、代表者住所欄の記載事項が不明確である。

2. 検討の方向性

- 法人の所在地は事務所所在地に記載するため、**欄内の代表者住所及び氏名を削除**。
- あわせて、**根拠条文の記載**についても記載の整理を検討。

<見直しイメージ>

様式第1（第2条関係）

× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理日	年 月 日
× 許可番号	

火薬類製造営業許可申請書

年 月 日

産業保安監督部長
都道府県知事
指定都市の長 殿

(代表者) 氏 名

審査事務効率化のため、根拠条文の記載を追加。

(例)

火薬類取締法第3条の規定により、次のとおり火薬類の製造の許可を受けたいので申請します。

名 称	
事務所所在地（電話）	
製造所所在地（電話）	
(代表者) 住所氏名	
欠 格 事 由 に	1 法第44条の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者
	2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後3年を経過していない者

・法人の場合、法人の所在地は事務所所在地欄に記載するため、本欄に代表者個人の住所を記載する必要があるが、代表者個人の住所の記載は不要ではないか。

・代表者氏名は欄外の記載と重複。

→ 本欄は削除

3-2. 検査証様式の見直し

(様式11,15,19,48)

- 譲渡・譲受許可証、完成検査証等の行政機関が交付する許可証については、施行規則に様式が定められており、その大きさは「**日本産業規格A5**」と定められている。
- 行政文書の用紙規格については、文書管理事務の効率化、民間負担の軽減等に資するため、既に原則としてA4判とされているところ、検査証については、特定の利用方法が求められるものとしてA5としていた。
※平成六年通商産業省令第五十八号
- 今般、事業者から、文書管理事務の効率化の観点から、A5の文書をA4化してほしいと要望があったため、**検査証等のA4化**を検討したい。

<見直しイメージ>

様式第15（第41条、第42条関係）

完 成 検 査 証	
名 称	
製造所又は火薬庫の所在地（電話）	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
検査年月日 検査職員氏名	年 月 日
検査番号	年 月 日 第 号 指定完成検査機関名
備 考	

（産業保安監督部長
都道府県知事
指定都市長
指定完成検査機関名）

「日本産業規格A4」に変更

- 備考
- この用紙の大きさは、**日本産業規格A5**とすること。
 - 検査番号の欄は、指定完成検査機関が交付する場合に限り記載すること。
 - （ ）内は該当する一機関名を記載すればよい。